

# 政治活動用事務所を表示する立札・看板類の設置上の注意事項

## 1. 立札・看板類の総数の制限

選挙の種類	候補者用	後援団体用
市長・市議会議員	6	6

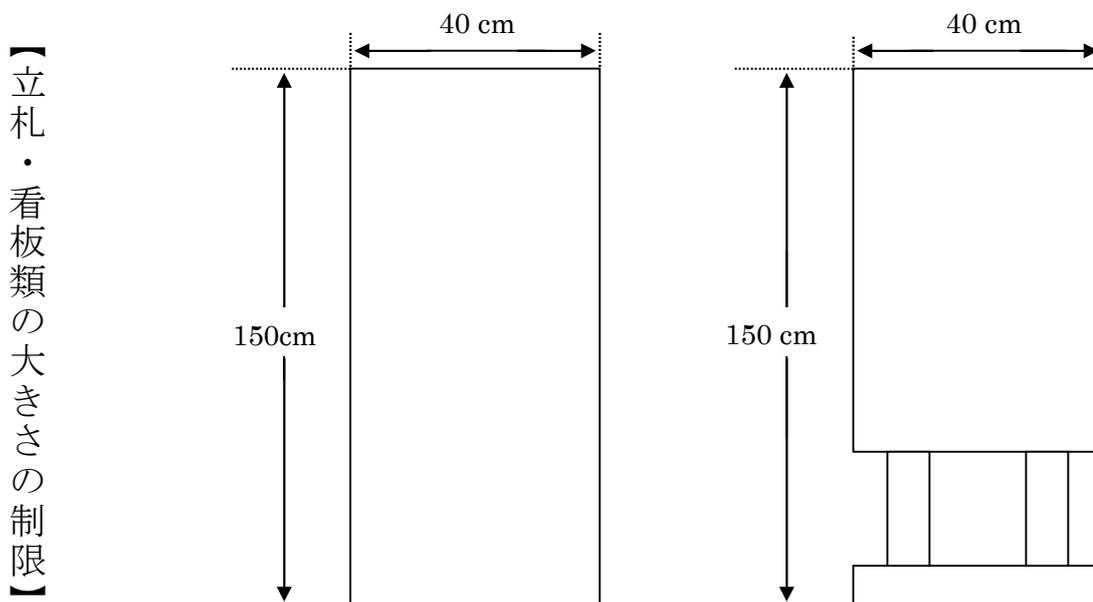
※ 同一の候補者に係る後援団体が2以上あるときは、そのすべての団体を通じて上記の総数以内となります。

## 2. 立札・看板類の総数の制限

- ① 1箇所の事務所に掲示できる立札・看板類は、候補者用・後援団体用それぞれを通じて2枚以内です。
- ② 看板等の両面を使用する場合は、1枚の看板であっても、表・裏で計2枚の看板とみなします。なお、立体的なものは認められません。(例：V字)

## 3. 立札・看板類の規格

- ① 大きさ：150cm×40cm 以内  
(ア) 足を付ける場合は、その足の部分も含みます。  
(イ) 縦長・横長はどちらでも構いません。  
(ウ) ビルの窓枠等に直接書く場合には、150cm×40cm 以内の枠を設ける必要があります。
- ② あんどん形式のものや広告塔のようなものは、設置できません。



#### 4. 立札・看板類には、証票の貼付が必要です

- ① 事務所の立札・看板類には、当該選挙を管理する選挙管理委員会の交付する証票を貼付しなければなりませんので、看板等を設置する場合は、事前に証票の交付申請をしてください。また、**選挙運動期間中は、新たに立札・看板類を掲示することが出来ませんので、ご注意ください。**

(市長用)

<b>政治活動用事務所</b>		
令和	<b>7</b> 年度	まで 有効
<b>宮崎市選挙管理委員会</b>		
市長	No. 00001	

(市議会議員用)

<b>政治活動用事務所</b>		
令和	<b>7</b> 年度	まで 有効
<b>宮崎市選挙管理委員会</b>		
市議	No. 000001	

- ② 現在、交付している証票は、4年間の有効期限となっています。引き続き立札・看板類を掲示される場合は、期限の切れる前に選挙管理委員会に申請書を提出し、新しい証票の交付を受けてください。

現行 (平成 30～33 年度)		→	更新後 (令和 4～7 年度)	
種 類	色		種 類	色
市 長	黄緑色		市 長	金 色
市議会議員	橙 色		市議会議員	黒 色

※有効期限は4年間となります。

#### 5. 違法な設置

- ① 証票の貼付のない立札・看板類は、公職選挙法及び宮崎市屋外広告物条例に基づき、撤去あるいは除却の対象となります。
- ② 証票の貼付した規格内の立札・看板類であっても以下のものは**違反**となります。  
(ア) **事務所の実態のない場所 (例：農地、空き地等)**に掲示してあるもの  
(イ) 証票の有効期限の切れているもの

#### 6. 罰則規定

立札・看板類を違法に設置している場合、公職選挙法第 243 条により、**2 年以下の禁固又は 50 万円以下の罰金**に処されることがありますので、ご注意ください。

#### 7. その他

立札・看板類の設置場所を移動するときは、「事務所用立札・看板の類の掲示場所異動届」を必ず提出してください。